

幼児期に望ましい生活習慣・運動習慣の習得、体力・運動能力の向上をめざして 「からだそだて」事業に取り組んでいます

伊賀市版

◆「幼児の体力向上実践プログラム
にんにんタイム」を作成しました

「にんにんタイム」とは、「忍術」になぞらえた16種類のプログラムや、サーキット遊び、集団遊びなどを行う取り組みです。

これは、毎日一定時間、運動遊びをすることで、幼児期に習得しておくことが望ましい基本的な動作（走る・投げる・跳ぶ・支えるなど）を身につけることをねらいとしています。

子どもたちが楽しく取り組めるように、プログラム冊子のほか、『忍者いが丸』からの巻物やプログラムのカードをつくり、市内全ての保育所（園）・幼稚園へ配付しました。



▲プログラムカード

◆毎日、「にんにんタイム」に取り組んでいます

全ての保育所（園）で、基本的に毎日、「にんにんタイム」を実施しています。また、これ以外でも自然



◀イメージキャラクター 忍者いが丸

がんばるぞー

の「からだそだて」に取り組んでいます。



に身体を動かせるような仕掛けを廊下や遊戯室につくっています。



▲にんにんタイムの様子



▲園内の仕掛け

◆子どもたちにも徐々に変化が

昨年9月から毎日続けている中で、できなかった両足跳びができるようになったり、給食をしっかりと食べられるようになるなど、子どもたちにも少しずつ変化が見られるようになってきました。

今後も、各保育所（園）で工夫を凝らし、それぞれの特色を生かした「にんにんタイム」に取り組み、子どもたちの「からだそだて」を継続していきます。



※幼稚園では、独自の内容

で「からだそだて」に取り組んでいます。

上手にとべたよ！

◆子育て講演会

子育て中の人、これから親になる人、その家族など、どなたでも参加できます。

ぜひご来場ください。

【とき】 2月28日(日)

午前10時～11時45分

開場：午前9時30分

【LIVE】

ふるさと会館いが 大ホール

【演題】 「子どもの才能をぐんぐん引き出す脳育て～脳育ての順番 間違えていませんか～」

【講師】 文教大学教育学部特別支援教育専修

教授 成田 奈緒子さん

【託児】 事前申し込み必要

○対象：1歳以上の未就学児

○申込期限：2月12日(金)

○申込先：こども家庭課



高額医療・高額介護合算療養費制度

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担軽減のための制度です

▼世帯内の国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者の全員が1年間（平成26年8月～27年7月）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額^{*1}を合計し、限度額（世帯の所得状況により限度額は異なります。下表参照）を超えた場合に、その超えた金額を支給します。^{*2}

▼支給対象者には1月末に申請書を郵送しています。（国民健康保険は納税義務者宛に郵送）忘れず申請してください。（国民健康保険と後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入している人を除く。）

▼申請の際、被保険者の個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。個人番号カードか通知カードと届出をする人の公的機関が発行する本人確認書類^{*3}を持参してください。

*1：医療機関などに支払った一部負担金（70歳未満の場合、医療保険分については1つの医療機関で同月内に21,000円以上支払った一部負担金）から高額療養費・高額介護サービス費の払い戻し相当分を差し引いた

金額が対象となります。また、医療保険・介護保険の自己負担額のいずれかが0円である場合は対象になりません。

*2：計算後の支給額が500円以下の場合には対象となりません。

*3：運転免許証やパスポートなどの顔写真付きの身分証明書。顔写真付きのものがない場合は、健康保険証や年金手帳などの証明書が2点必要です。



平成26年8月から平成27年7月までの間で、次に該当する人は申請対象となる旨のお知らせがでない場合があります。

- ①市町村を越える転居をし、加入する保険が変わった人
- ②ほかの医療保険から国民健康保険や後期高齢者医療保険に移った人

■ 限度額一覧

負担区分	①後期高齢者医療制度 ^{*4} と介護保険	③国民健康保険と介護保険 ※①②以外の世帯	
	②国民健康保険と介護保険 (70～74歳の人がある世帯)	所得額 ^{*6}	
一定以上所得者	67万円	901万円超	176万円
一般 (市民税課税世帯)	56万円	600万超 901万円以下	135万円
		210万超 600万円以下	67万円
		210万円以下	63万円
低所得者 (市民税非課税世帯)	31万円 (19万円 ^{*5})	34万円	



*4：65歳以上で、一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入している人を含む。

*5：同じ世帯の全員が市民税非課税で、それぞれ各所得が必要経費・控除（年金の所得は80万円として計算）を差し引いたときに0円になる人

*6：総所得金額などから基礎控除額（33万円）のみを差し引いた額

【問い合わせ】

- 後期高齢者医療担当(保険年金課)
☎22・96660 FAX26・01511
- 国民健康保険担当(保険年金課)
☎22・96659 FAX26・01511
- 介護保険担当(介護高齢福祉課)
☎26・39399 FAX26・39500